

ポリオワクチン予防接種が変わります

# 不活化ポリオワクチン 予防接種の実施について

平成24年9月1日より、定期予防接種は、生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに一斉に切り替えることになりました。

子どもの定期予防接種であるポリオは、従来、生ポリオワクチンを使用していました。が、9月1日以降、生ポリオワクチンは定期接種の対象外になります。

このため、平成24年3月に各世帯にお配りした「平成24年度 子どもの予防接種日程表」のうち、9月26・27・28日の生ポリオ予防接種は中止となります。

不活化ポリオ予防接種を希望される方は、町と契約している医療機関に予約・確認のうえ、個別に接種を受けてください。

## 接種回数等

接種方法 注射による接種

対象者 生後3月～18月の乳幼児（90月未満を含む）

## 接種回数（合計4回）

- ① 初回接種3回（20日以上の間隔をおく）
- ② 追加接種1回（初回接種終了後6か月以上間隔をおく）

※追加接種（生・不活化を問わず、4回目となる接種）は、平成24年9月1日時点で定期接種として認められていません。（国内臨床試験実施中。承認後に定期予防接種に導入される予定です。決まり次第、広報等で追ってお知らせします。）

## 今後の受け方のスケジュール

- ① 生ポリオワクチンを1回も投与していない方↓不活化ポリオワクチンを4回接種する。
- ② 生ポリオワクチンを1回投与している方↓不活化ポリオワクチンを3回接種する。

オワクチンを3回接種する。

- ③ 生ポリオワクチンを2回投与している方↓不活化ポリオワクチンを接種する必要はありません。
- ④ 不活化ポリオワクチンを任意で1～3回接種している方↓不活化ポリオワクチン接種が合計4回になるよう、残りの回数を不活化ポリオワクチンを接種する。

## 接種方法

- ① 町で契約した医療機関に予防接種の予約をする。
- ② 保健センター窓口にて、「予約票」「説明書」を受け取る。
- ③ 「予約票」「母子健康手帳」「健康保険証」を持参して、予約した契約医療機関で予防接種を受ける。

## 問 保健センター

TEL 2925505

## ● 契約医療機関

医療機関名	市町村名	電話番号
市川医院	越生町	0492923011
かあいファミリークリニック	越生町	0492996222
ゆずの木台クリニック	毛呂山町	049295158
平間小児科医院	毛呂山町	0492952655
福島内科	鳩山町	0492980600
鳩山第一クリニック	鳩山町	0492966800
浅羽クリニック	坂戸市	0492841114
坂戸西診療所	坂戸市	0492895111
渋谷こどもクリニック	坂戸市	0492841881
藤井小児科医院	坂戸市	0492837272
花水木こどもクリニック	坂戸市	0492828732
厚友クリニック若葉	鶴ヶ島市	0492723903
しんまちクリニック	鶴ヶ島市	0492716154
鶴ヶ島医院	鶴ヶ島市	0492850179
みなくち小児科	鶴ヶ島市	0492875755
若葉こどもクリニック	鶴ヶ島市	0492790070
愛和病院	川越市	0492358811
芳村医院	日高市	0429851433
こどもクリニックいとう小児科	東松山市	0493344145
清水小児科アレギークリニック	嵐山町	0493612431



越生町のマスコット「うめりん」



事前申込み制

# 第14回武蔵おごせ

## ハイキング大会

期日 10月28日(日)

※雨天決行

受付 中央公民館駐車場

コース・スタート受付時間

●ふれあいの里山コース

(6km) / 午前9時〜10時

／中央公民館〜大高取分岐

／ふれあいの里山展望台

／虚空蔵尊〜中央公民館

●パワースポット三滝コース

(22km) / 午前7時〜9時

／中央公民館〜大高取分岐

／自然休養村センター〜龍

穗寺〜黒山〜桂木観音〜虚

空蔵尊〜中央公民館

ゴール受付時間 午前11時〜

午後5時15分

定員 4000人

参加賞 オリジナルジャガー

ドタオル



申込方法 「往復ハガキ」に  
お一人様1通ずつで、往信  
用に住所、氏名、年齢、電  
話番号を、返信用に返信先  
を記入のうえ、10月10日(水)  
までにお申し込みください。  
(当日消印有効)

申込先 〒131-8522

東京都墨田区押上2-18-12

東武鉄道(株)メールセンター

第14回武蔵おごせハイキン

グ大会T H係

産業観光課 観光商工担当

☎内線146

国民健康保険証の更新など

# 国民健康保険からのお知らせ

■国民健康保険証の更新について

○国民健康保険の保険証は毎年更新されます。現在お持ちの保険証の有効期限は9月30日までとなっておりますので、新しい保険証を9月中旬に原則として郵送(簡易書留)します。簡易書留郵便は、受取の際に受領印が必要で、不在などが続き、受領期間が過ぎると役場に返送されますのでご注意ください。都合により簡易書留を受け取ることができない方は必ずご連絡ください。

○届きましたら保険証の記載内容等を確認していただき、10月1日からは新しい保険証で受診してください。有効期限の切れているものは使用できません。

○保険証は、世帯員一人につき1枚のカードになっています。

○古い保険証についてはお手数ですが、はさみで切るな

どして各自で確実に廃棄するか、町民課国保年金担当まで返却をお願いします。

○次に該当する方は手続きが必要となりますので、町民課国保年金担当までお越しください。

手続きが必要な方	必要なもの
町の保険に加入のまま会社などの保険証をお持ちの方	①国民健康保険証 ②会社などから発行された保険証 ③印鑑
会社などを辞め、他の健康保険にも町の保険にも加入されていない方	①会社などを辞めた日がわかる証明書(退職証明書、離職票など) ②印鑑
厚生(共済)年金受給者で、年金加入期間が20年以上(40歳以降は10年以上)あり、退職者医療制度の保険証をお持ちでない65歳未満の方	①国民健康保険証 ②年金証書 ③印鑑



健康まもるくん

■臓器提供意思表示欄(保険証裏面)について

○臓器を提供するかどうかは、自分の意思で決めることができます。

○臓器提供意思表示は任意であり、必ずしも記入する必要はありません。

○意思表示欄の内容を医療機関等に知られたくない場合は、意思表示保護シールをご利用ください。

※記入事項や臓器移植に関するご質問は、(社)日本臓器移植ネットワーク(フリーダイヤル0120-781069/ホームページ<http://www.john.or.jp/>)までお願いします。

☎町民課 国保年金担当

☎内線121・122